

第5章 屋外広告物の表示および屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

(景観法第8条第2項第5号関係)

屋外広告物は、主要な幹線沿いに特に多く設置されていますが、国道157号や国道416号からは、来訪者に対して勝山を印象付ける美しい眺望景観が広がっており、屋外広告物の設置に際しては、眺望景観に対する配慮が必要です。

私有地であっても、その上に広がる風景は市民共有の財産です。屋外広告物（看板等）の設置に際しては、自己の所有地でも市の許可が必要です。

屋外広告物の設置に際しては、公共の景観に対して与える影響を考慮して、周辺の良い景観を乱さず良好な景観と調和するよう、景観計画の基本方針やエリア別景観形成方針に則った、デザインや設置等を行うこととします。

1. 屋外広告物の表示および屋外広告物を掲出する物件の設置に関する基本的事項

勝山市を代表する良好な景観を保全するため、福井県屋外広告物条例における禁止地域に加えて、新たに以下の道路に沿った区域（沿道300mの範囲）を屋外広告物の禁止地域として追加します。

なお、新たに禁止区域となった場合、既存の屋外広告物で不適格になるものは県条例において6年間の猶予期間はありますが、勝山市は撤去費用に対する補助制度を検討し、所有者による自主的な撤去を促します。

<禁止地域の追加を行う路線>

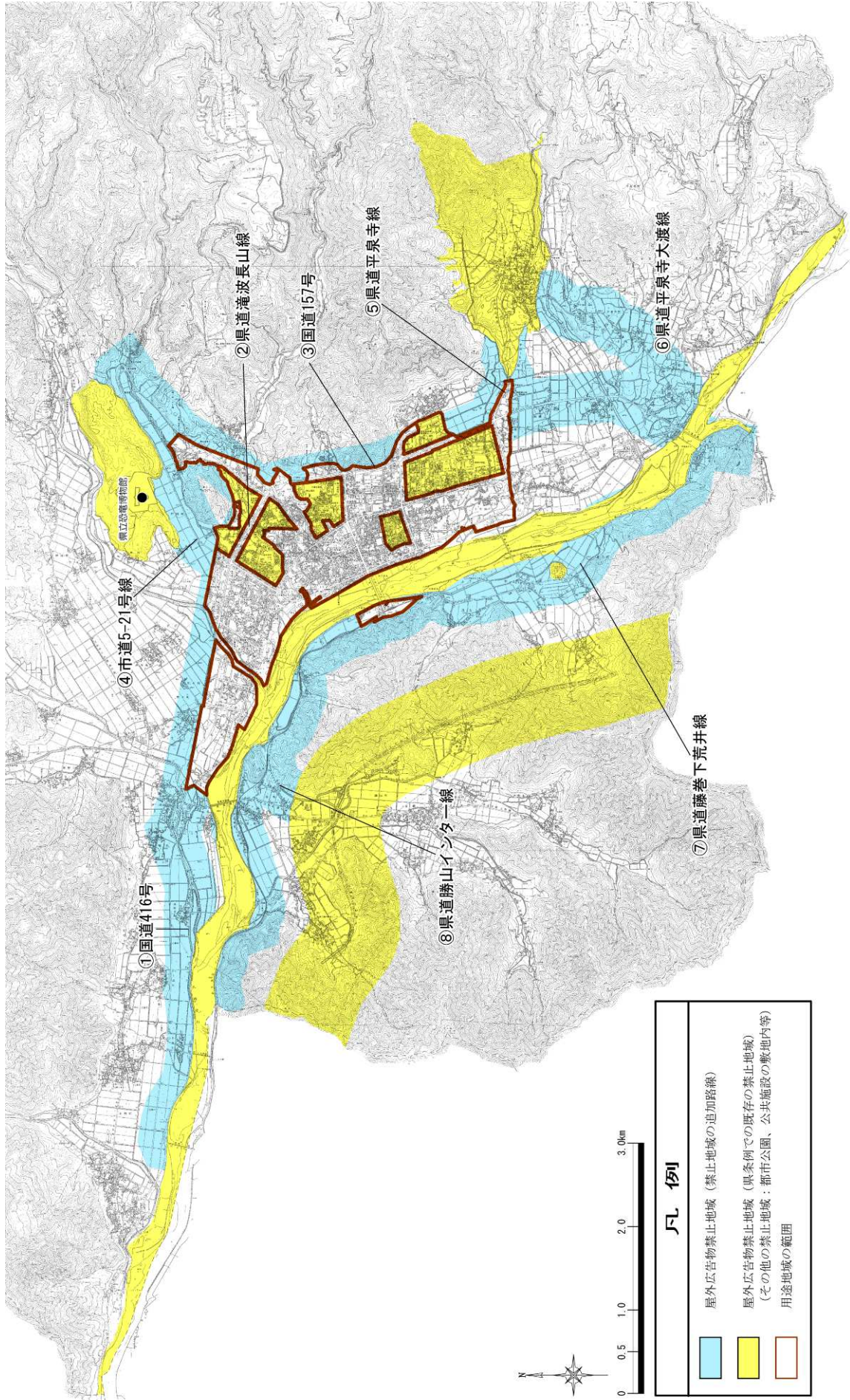
路線名	区間
①国道416号	市荒川大橋～県道滝波長山線
②県道滝波長山線	国道416号～国道157号
③国道157号	暮見トンネル～下荒井トンネル
④市道5-21号線	県道滝波長山線～国道157号
⑤県道平泉寺線	国道157号～平泉寺町平泉寺
⑥県道平泉寺大渡線	平泉寺町平泉寺～大渡
⑦県道藤巻下荒井線	遅羽町下荒井～鹿谷町保田
⑧勝山インター線	勝山インター～国道416号



県道藤巻下荒井線



県道平泉寺線



屋外広告物禁止地域 指定区域図

<福井県屋外広告物条例について>

福井県では、「屋外広告物法」に基づき「福井県屋外広告物条例・施行規則」により、表示（設置）を禁止する場所や、表示面積・高さ等の基準を定めています。広告物を表示（設置）しようとする場合には、原則として市長または町長の許可を受けることが必要となります。

【地域指定による規制】

・許可地域

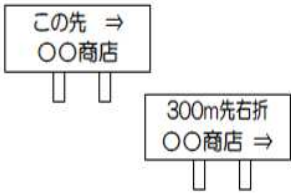
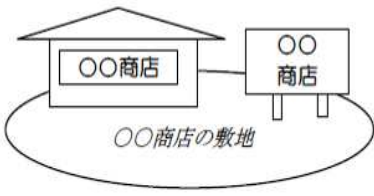

許可地域の中に設置可能な広告物の種類や規模が定められています。

・禁止地域

禁止地域であっても設置できる看板の種類と規模が定められています。

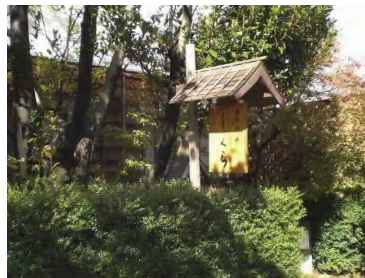
『自家用広告物』であれば、住居専用地域や幹線道路沿い、中部縦貫自動車道沿線、文化財指定区域等の禁止地域でも設置することができます。

住居専用地域や幹線道路沿いの禁止地域では、『案内広告物』の設置も可能です。

分類	案内広告物	自家用広告物	一般広告物
意義	事業所等に案内するために設置する広告物で、案内しようとする事業所の名称および当該事業所等に案内する方向が表示されているもの	自己の氏名・名称、事業内容等を表示するため、自己の事業所等建物の敷地に表示（設置）する広告物	左記以外の広告物
イメージ			



景観に配慮された屋外広告物（勝山市内の事例）



第1回 ふるさと福井景観広告賞 受賞作品